中川区社会福祉協議会

令和5年度 賛助会員募集

～寄付でつながる、支えあいのまちづくりの輪！～

令和4年度にいただいた賛助会費は、中川区の福祉のまちづくりのために、
下記の事業に使わせていただきます。

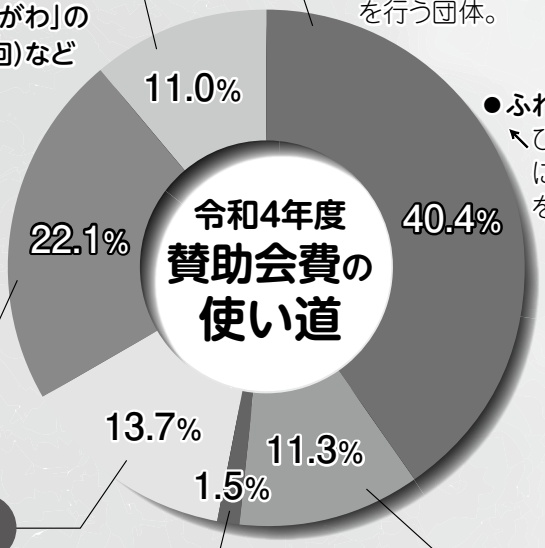

地域への還元・助成

- 地域福祉推進協議会活動への支援
  ↖区内全24小学校区にあり、地域の福祉課題への取り組みを行う団体。

ふれあい給食会

- ふれあい給食サービス事業への支援
  ↖ひとり暮らし高齢者等の孤立防止のために、地域福祉推進協議会が実施する食事を介したたまり場（23小学校区で実施）
- サロン活動への支援など

サロン交流会

地域の福祉について知っていただくために

- 広報紙「Welなかがわ」の発行（年4回）など

賛助会員募集経費

高齢者の福祉のために

- 寝具洗濯乾燥サービス
  ↖1～2月に高齢者世帯を対象に無料で実施（予定）

障がい児・者の福祉のために

- 車いす、車いす対応車両の貸出など

助成事業審査会

地域福祉活動・ボランティア活動の支援のために

- 第4次地域福祉活動計画の推進
- 「地域の底力を応援」助成事業
  ↖区内で活動するボランティアグループ等への助成（令和4年度実績:18件）など

令和４年度は子どもや親子の交流の場、障がい者支援を行う団体に助成しました！

問合せ先 社会福祉法人 名古屋市中川区社会福祉協議会

〒454-0875 名古屋市中川区小城町1丁目1-20
（中川区在宅サービスセンター内）

☎ 352-8257
FAX 352-3825

メールアドレス nakagawaVC@nagoya-shakyo.or.jp
ホームページ http://www.nakagawashakyo.jp/
ブログ http://nakagawashakyo.blogspot.jp/
公式YouTubeチャンネルもぜひご覧ください！

ホームページ　公式YouTubeチャンネル

あなたも福祉のまちづくりに参加しませんか？

中川区社会福祉協議会は、中川区の皆さんと一緒に福祉のまちづくりを進めるために、賛助会員を募集します。今年度も皆さんのあたたかいご協力をよろしくお願いいたします。

賛助会員とは…

社協活動の趣旨にご理解・ご賛同のうえ会費を納めていただくことで、年度ごとに財政的支援を通じて、地域福祉に参加していただいている方のことです。

賛助会費 令和４年度実績

8,301,251円

内訳

個人会員	6,648,845円
法人・団体会員	1,652,406円

年会費

個人会員
1口 1,000円

法人・団体会員
1口 5,000円

賛助会員になるには…

- 会費は、賛助会員募集用封筒に入れ、組長さんにお届けください。
- 1,000円未満でも受け付けています。
- 法人・団体の方は、本会までお問い合わせください。
- 賛助会費は、所得税の寄付金控除の適用を受けることができます（ただし、寄付の総額が2,000円以上の場合）。また、住民税についても寄付金税額控除の対象となります（住民税の寄付金税額控除の詳細は、中川区を担当する本陣市税事務所へお尋ねください）。法人の場合は、法人税法（第37条）の規定により、一定の限度内で損金算入することができます。
- 賛助会員への加入は強制ではありません。本会活動の趣旨にご賛同いただける皆さまのご協力をお願いいたします。

※賛助会員ご加入の際にご記入いただきました個人情報は、賛助会員募集及び社会福祉協議会事業の情報提供に使用させていただく以外には使用しません。

中川区社会福祉協議会（略して「社協（しゃきょう）」）とは…

社会福祉法で位置づけられた、中川区の地域福祉を推進する団体です。地域の区政協力委員会、民生委員児童委員協議会を始め、地域の各種団体、ボランティア、施設などを会員とし、地域住民の皆さんと協力しながら、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに取り組んでおります。

また、現在、住民の皆さんと一緒に作った「第4次地域福祉活動計画(令和元年度/2019年度～5年度/2023年度)」に、住民の皆さんと一緒に取り組んでいます。

なお、社協の事業は、住民の皆さん始め各企業・団体からいただいた会費・賛助会費、共同募金配分金、寄付金、市からの補助金や受託金などを財源として実施しています。

賛助会費の使いみちや地域での活動については、本会広報紙「Welなかがわ」やブログ「なかがわ和輪話(わわわ)」でお知らせしています。ぜひご覧ください。また、8月には、賛助会費を財源とし、地域で福祉活動をしている団体への助成事業である「地域の底力を応援」助成事業の公開プレゼンテーションによる審査会を行いますので、ご興味のある方は、本会までお問い合わせください。